D　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄及び「外国税額控除」欄並びに「配当割額の控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.051を乗じて得た額並びに市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に1.000（ただし、東京都にあつては1.175）を乗じて得た額の合算額

E　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.014を乗じて得た額

F　地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額

α　別表第六に定める単位額補正率

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び商品先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

G × 0.73575 − H × 0.73575

［略］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　1.06

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A × 0.05 − B）× 1.327｝× 0.75 −（C × 1.771）× 0.75

算式の符号

A　前年度の収入額となるべき利子割の課税標準額

B　前年度の歳出予算から支出した過誤納に係る利子割の還付金の額

C　前年度において地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第9条の15の規定により当

D　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄及び「外国税額控除」欄並びに「配当割額の控除額」欄及び「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.050を乗じて得た額並びに市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第42表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第37条の2第1項第3号及び第4号又は第314条の7第1項第3号及び第4号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に1.000（ただし、東京都にあつては1.361）を乗じて得た額の合算額

E　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に1.012を乗じて得た額

F　地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額

α　別表第六に定める単位額補正率

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び商品先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

G × 0.731 − H × 0.731

［同左］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.83（ただし、熊本県にあつては0.78）

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A × 0.05 − B − C + D − E）× 1.023｝× 0.75 −（F × 1.022）× 0.75

算式の符号

A　前年度の収入額となるべき利子割の課税標準額

B　前年度の歳出予算から支出した過誤納に係る利子割の還付金の額

C　前年度において地方税法第53条第45項の規定により還付し若しくは充当した金額に相

第明治三十種五郵便年三月物三十一認可日